条の十二第七項」に、「第四十二条の十二の二第三項」を「第四十二条の十二第三項」に、「第四十二条の十二の二第五項第十号」を「第四十二条の十二第五項第十一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十七条の十二の二第五項」を「第二十七条の十二第六項」に、「第四十二条の十二の二第二項」を「第四十二条の十二第二項」に、「第四十二条の十二の二第五項第五号」を「第四十二条の十二第五項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第二十七条の十二第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち施行令第二十七条の十二第五項第一号に規定する特定地域事業所に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十条の九中「第二十七条の十二の四第十一項」を「第二十七条の十二の四第十四項」に改め、同条第二号中「第二十七条の十二の四第二項」を「第二十七条の十二の四第五項」に改める。

第二十条の十を次のように改める。

第二十条の十　削除

第二十条の十二から第二十条の十四までを次のように改める。

第二十条の十二から第二十条の十四まで　削除

第二十条の十五第三項を削る。

第二十一条第三項中「他の法人」の下に「及び外国政府」を加え、同条第七項中「第三十二条の二第九項」を「第三十二条の二第十項」に改める。

第二十一条の五中「第五十五条の六第八項」を「第五十六条第八項」に改め、同条第一号から第五号までの規定中「第五十五条の六第七項」を「第五十六条第七項」に改める。

第二十一条の六及び第二十一条の七を次のように改める。

第二十一条の六及び第二十一条の七　削除

第二十一条の十五第六項中「又は長期の資金の貸付け」及び「又は同条第十項第一号に規定する長期の資金の貸付け」を削る。

第二十一条の十八の二第一項中「第二十五条の二第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十一条の十九第十二項第一号イ中「又は名称、住所又は」を「及び住所又は名称、」に改め、「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は」を削る。

第二十二条第八号イ中「市町村長（」の下に「特別区の区長を含むものとし、」を加え、「（以下この号において「指定都市」という。）の長を除く。）又は特別区若しくは指定都市の区の区長」を「にあつては、区長又は総合区長とする。）」に改める。

第二十二条の二第四項第二号イ中「又は施設建築敷地若しくは」を「（都市再開発法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は」に改め、「関する権利」の下に「を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」を加え、同号ロ中「読み替えられる」を「読み替えて適用される」に改め、同号ハ中「のいずれか（同法第七十一条第一項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、施行令第三十九条第七項第一号に掲げる場合に限る。）」に改め、同号ニ中「買い取られ又は」を「買い取られ、又は」に、「第百十八条の二十五の二第一項」を「第百十八条の二十五の三第一項」に改め、同号ホ中「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第百十八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に改め、同号ヘ中「取得する権利」の下に「（都市再開発法第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を加え、同号ト中「の建築施設の部分の」を「に規定する」に改め、同項第三号イ中「若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権又は防災施設建築敷地若しくは」を「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は」に、「若しくは個別利用区内の宅地に関する権利」を「を取得する権利を含む。）又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改め、同号ロ中「読み替えられる」を「読み替えて適用される」に改め、同号ハ中「のいずれか」を「に掲げる場合のいずれか」に、「第二百二条第二項各号に掲げる要件の全てを満たす」を「第二百二条第一項の申出をすることができる」に、「に限る」を「に掲げる場合に限る」に改め、同号ニ中「第二百四十八条第一項」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第四十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同号ホ中「取得する権利」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）」を加える。

第二十二条の三第二項第一号中「第十七条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第二十二条の五第一項第九号ロ中「第十五項まで」を「この項、第十三項及び第十五項」に改め、同条第二十一項第二号中「から第三号まで又は第五号」を「又は第二号」に、「第八条」を「第七条」に改める。

第二十二条の第一項第一号ロ中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改め、「おそれをいう」の下に「。ロにおいて同じ」を、「事項」の下に「（当該法人又は当該国外関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該国外関連取引において当該法人若しくは当該国外関連者が果たす機能又は当該国外関連取引において当該法人若しくは当該国外関連者が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）」を加え、同号ハ中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第一項」に改め、同号ホ中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第一項」に改め、「支払う対価の額」の下に「の明細、当該支払を受ける対価の額又は当該支払う対価の額」を、「書類」の下に「並びに当該支払を受ける対価の額又は当該支払う対価の額に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）の算定の方法及び当該国外関連取引（当該国外関連取引と密接に関連する他の取引を含む。）に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合（当該法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。）における当該確認の内容を記載した書類」を加え、同号ヘ中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第一項」に改め、「明細」の下に「並びに当該損益の額の計算の過程」を加え、同号ト中「ついて行われた」を「係る」に改め、「分析」の下に「（当該市場の特性が当該国外関連取引に係る対価の額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）」を加え、同号チ中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第一項」に、「事業の方針」を「事業の内容、事業の方針及び組織の系統」に改め、同号リ中「その内容」を「その取引の内容並びにその取引が当該国外関連取引と密接に関連する事情」に改め、同項第二号中「第六十六条の四第六項」を「第六十六条の四第一項」に改め、「（同条第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号イ中「方法」の下に「、その選定に係る重要な前提条件」を加え、同号ロ中「明細」の下に「（当